

# 令和4年度の茨城地方協議会における取組

## ○茨城労働局の取組

茨城労働局労働基準部監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 自動車運転者の時間外労働の上限規制と改善基準告示の見直し

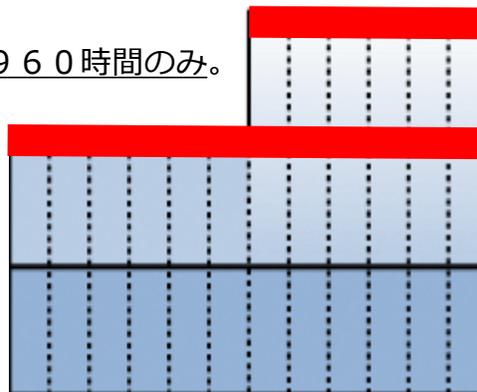
- ▶ 自動車運転者については、働き方改革関連法により、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働の上限規制（年960時間）が適用されること等から、公労使三者構成の労働政策審議会の下に専門委員会を設置し、改善基準告示見直しの議論を進めてきた。
- ▶ 令和4年9月27日の専門委員会において取りまとめを行い、同年12月23日に改善基準告示を改正（令和6年4月1日～適用）。

## 自動車運転者の時間外労働の上限規制について（働き方改革関連法）

- ▶ 自動車運転者の上限規制は、令和6年3月まで適用猶予。
- ▶ 令和6年4月以降も、時間外労働の上限は年960時間のみ。

法律による上限  
(原則)  
月45時間  
年360時間

法定労働時間  
1日8時間  
週40時間



法律による上限  
(例外)

### 一般労働者

- ・年720時間
- ・単月100時間未満（休日労働含む）
- ・複数月平均80時間（休日労働含む）
- ・法律による上限（原則）を超えられるのは年6か月まで

### 自動車運転者

- ・年960時間のみ

## 改善基準告示の見直しの経緯

令和元年11月 : 労働政策審議会労働条件分科会の下に、「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置  
実態調査、疲労度調査、海外調査を実施

令和3年4月 : 同専門委員会の下に、「業態別（トラック、バス、ハイヤー・タクシー）作業部会」を設置

- ・作業部会を複数回開催
- ・令和4年3月：バス、ハイヤー・タクシー中間とりまとめ

令和4年9月27日 : 同専門委員会 取りまとめ（トラック、バス、ハイヤー・タクシー）  
→ 同年10月11日 労働条件分科会に報告  
同年11月29日 改正告示案要綱の諮問・答申

令和4年12月23日 : 改善基準告示 改正  
荷主への「要請」、関係者への「周知」を実施

令和6年4月1日 : 年960時間の上限規制、改善基準告示 適用

# トラック運転者の「改善基準告示」改正の概要①

	現行	改正適用（令和6年4月1日～）
1年、1か月の拘束時間	1年 — 1か月 <b>293</b> 時間以内 【例外】 労使協定により、次のとおり延長可  1年 <b>3,516</b> 時間以内の範囲で 1か月 <b>320</b> 時間以内 （年6か月まで）	1年 <b>3,300</b> 時間以内 1か月 <b>284</b> 時間以内 【例外】 労使協定により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり）  1年 <b>3,400</b> 時間以内 1か月 <b>310</b> 時間以内（年6か月まで） ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	原則 <b>13</b> 時間以内 （上限 <b>16</b> 時間、 <b>15</b> 時間超は週2回まで）	原則 <b>13</b> 時間以内 （上限 <b>15</b> 時間、 <b>14</b> 時間超は週2回までが目安） 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※)、継続 <b>16</b> 時間まで延長可（週2回まで）  ※ 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の休息期間	継続 <b>8</b> 時間以上	継続 <b>11</b> 時間以上与えるよう努めることを基本とし、 <b>9</b> 時間を下回らない 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※)、継続 <b>8</b> 時間以上（週に2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、 運行終了後に継続 <b>12</b> 時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日当たり <b>9</b> 時間以内 2週平均1週当たり <b>44</b> 時間以内	現行どおり
連続運転時間	<b>4</b> 時間以内 （運転の中断は、 1回連続 <b>10</b> 分以上、合計 <b>30</b> 分以上）	<b>4</b> 時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える （1回概ね連続 <b>10</b> 分以上、合計 <b>30</b> 分以上） 【例外】 SA・PA等に駐停車できず、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可

# トラック運転者の「改善基準告示」改正の概要②

	現行	改正適用（令和6年4月1日～）	
予期し得ない事象		<p>予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）及び連続運転時間から除くことができる（※1, 2）            勤務終了後、通常どおりの休息期間（継続11時間以上を基本、9時間を下回らない）を与える            ※1 予期し得ない事象とは、次の事象をいう。            ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと            ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと            ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと            ・異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと</p> <p>※2 運転日報上の記録に加え、客観的な記録（公的機関のHP情報等）が必要。</p>	
分割休息特例	<p>継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合            ・分割休息は1回4時間以上            ・休息期間の合計は、10時間以上            ・一定期間（2か月程度）における勤務回数            の2分の1が限度</p>	<p>継続9時間以上の休息期間を与えることが困難な場合            ・分割休息は1回3時間以上            ・休息期間の合計は、            2分割：10時間以上、3分割：12時間以上            ・3分割が連続しないよう努める。            ・一定期間（1か月程度）における勤務回数            の2分の1が限度</p>	
2人乗務特例	<p>車両内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合、            拘束時間を20時間まで延長し、            休息期間を4時間まで短縮可</p>	<p>現行の内容に次の例外を追加  <b>【例外】</b>            設備（車両内ベッド）が※の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可            ・拘束時間を24時間まで延長可（ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要）            ・さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可</p> <p>※ 車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること。</p>	
隔日勤務特例	<p>2暦日の拘束時間は21時間 休息期間は継続20時間以上  <b>【例外】</b>            仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、拘束24時間まで延長可（2週間に3回まで）</p>		現行どおり
フェリー特例	<p>フェリー乗船時間は、原則として休息期間（減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない。）            フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される。</p>		現行どおり

# 令和4年度の取組（茨城労働局）

## 説明会の実施

- 令和6年4月から、時間外労働の上限規制と改正された「改善基準告示」が適用されることを踏まえ、労働局・労働基準監督署において道路貨物運送事業者を対象に時間外労働の上限規制及び改善基準告示の内容を主とする説明会を実施。

令和4年度実績：茨城県トラック協会主催の説明会や労働基準監督署の労働時間等説明会 等  
計16回 593事業場

## 労働基準監督署の労働時間相談・支援班の取組

- 中小企業事業主向けに労働時間制度の見直しや時間外労働削減に向けた取組について、訪問支援・個別相談を実施。

令和4年度実績：390事業場（うち道路貨物運送業31事業場）（令和5年2月末速報値）

## 労働時間適正化指導員による個別訪問

- 運輸交通業を中心に事業主や労務管理担当者に労働基準関係法令の理解を深めていただくことやドライバーの労働条件等の改善のための取組を自主的に行っていただくことを目的として、労働時間管理適正化指導員による個別訪問を実施。

令和4年度実績：65事業場（うち道路貨物運送業45事業場）（令和5年2月末速報値）

# 令和4年度の取組／来年度の取組（茨城労働局）

## 発着荷主等への協力要請

- 道路貨物運送業の長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものもあり、見直しには発着荷主等（発荷主、着荷主、道路貨物運送業の元請事業者）の理解と協力が必要不可欠であるため、茨城労働局では労働基準監督署のメンバーを含む「荷主特別対策チーム」を編成。
- ①各労働基準監督署から発着荷主等に荷待ち時間の改善などの協力要請、②茨城労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを実施。

## 来年度の茨城労働局の取組

- 関係団体や関係行政機関と連携し、道路貨物運送事業者等に時間外労働の上限規制、改善基準告示の改正等について、説明会を開催。
- 労働基準監督署（荷主特別対策チーム）による発着荷主等に対する協力要請等の実施。
- 労働時間管理適正化指導員による荷待ち時間の改善に向けた発着荷主等への支援、道路貨物運送事業者への個別訪問による労務管理のアドバイスを実施。
- 労働基準監督署の労働時間相談・支援班による訪問支援・個別相談の実施。

# 「荷主特別対策チーム」の編成について

報道関係者 各位

令和4年12月23日  
【照会先】  
茨城労働局 労働基準部 監督課  
課長 宮地 延幸  
地方労働基準監督官 高橋 晴夫  
(電話)029-224-6214

## 改善基準告示の改正に伴い「荷主特別対策チーム」を編成しました ～茨城労働局にトラック運転者のための特別チームが発足～

厚生労働省において、本日、「改善基準告示」（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号））を改正（※）し、茨城労働局においては、トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行うことを目的とした「荷主特別対策チーム」を編成しました。 ※適用は令和6年4月1日。

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行うこととしました。

茨城労働局では、改正された改善基準告示を広く周知するほか、こうした取組を通じて、トラック運転者の方が健康に働くことができる環境整備に努めてまいります。

### 【荷主特別対策チームの概要】

- **トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されています**  
「荷主特別対策チーム」は、茨城労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。
- **労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します**  
労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。
- **労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます**  
労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスをを行います。
- **長時間の荷待ちに関する情報を収集します**  
厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」（※）を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。



※URL:[https://www.nhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/nimchi.html](https://www.nhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/nimchi.html)

荷主・元請運送事業者の皆さまへ

**STOP!**  
**長時間の荷待ち**

- 長時間の恒常的な荷待ちは、**自動車運転者の長時間労働の要因**となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも**長時間の荷待ちの改善**に向けてご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、ぜひ**前向きに検討をお願いします。**

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 道路貨物運送業の実態

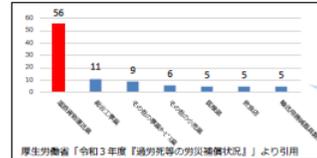
**⚠ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多**

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（上位業種）  
※ 雇用者のうち、林業等を除いた業種の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



過労死等の労災支給決定件数も最も多い業種です

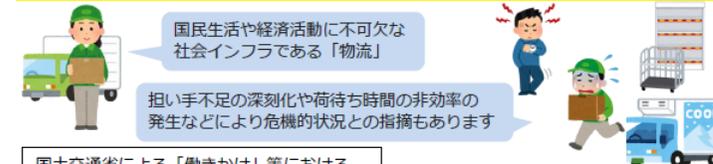
このような状況もあって、改善基準告示※が定められており道路貨物運送業はこれを守らなければなりません

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）  
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。

しかし、長時間労働の要因には昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは見直しが困難なものもあります

## 社会インフラである「物流」の現状

**⚠ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難**



国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合（R4.11.30時点）



国土交通省は違反原因行為※が疑われる荷主に「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で荷主都合による長時間の荷待ちが約半数を占めています

# 労働基準監督署による荷主要請 ②

## 発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

### 1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**

#### 取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」  
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人  
全日本トラック協会 (2019/08))

#### 改善した現場の声

荷待ち車両がいなくなって、敷地が有効活用できるようになり、近隣住民の方からの苦情もなくなりました。

構内のリフトマンや荷受け作業員の作業の平準化につながりました。おかげで、ミスも減りました。

荷待ち時間解消のため出荷順に合わせた荷置きを行ったらピッキング作業などが減り、自社の積込み時間が削減できました。

注文からお届けまでの期間に余裕を持たせることで、安定した物流サービスを受けることができますね。

### 2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、**トラック運転者が告示を守る着時刻などを設定しましょう。**  
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できないような発注を行うことはやめましょう。**



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

### 3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。**  
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。**



「路上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

## 「荷主」って誰のこと？

当社は商品を受け取るだけなので関係ないですね。

荷物の受け取り先

大きい会社のことかな。うちは小さいから関係ないはずね。

中小企業



いえいえ。  
**荷主というのは、荷物の出し手である発荷主だけではなく、荷物の受け取り手である着荷主も該当します。**  
また、**会社の規模なども関係ありません。**  
皆さんの行動も、トラックドライバーの方の長時間労働の削減のためにとっても大切です。

## お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
高山	076-432-2730	鳥根	0852-31-1156		

(2022.12)

# (参考) 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

- ・トラック運転者のポータルサイトを、バス・タクシーについても掲載した自動車運転者のポータルサイトに刷新
- ・時間外労働の上限規制・改正後の改善基準告示の適用に向けて、事業者や関係者、国民に向けた様々な情報を発信。



<トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト>



改善基準告示改正に合わせてリニューアル

<自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト>

## ● トラック運転者



### <主な掲載情報>

- 改善基準告示特設ページ
- 改善事例
- 特別相談センター
- 情報いろいろ宝箱
- 改善ハンドブック
- 各種統計
- (運転者の仕事をしてみよう)

## ● バス運転者



### <主な掲載情報>

- 改善基準告示特設ページ
- 改善事例
- 情報いろいろ宝箱
- 改善ハンドブック
- 各種統計
- (運転者の仕事をしてみよう)

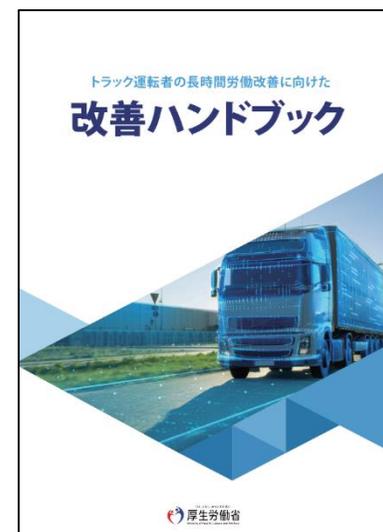
## ● ハイヤー・タクシー運転者



### <主な掲載情報>

- 改善基準告示特設ページ
- 改善事例
- 情報いろいろ宝箱
- 改善ハンドブック
- 各種統計
- (運転者の仕事をしてみよう)

(イメージ)



- ・時間外労働の改善事例
- ・ITの活用
- ・人材の確保
- などの事例等を紹介

# (参考)トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

**トラック運送事業者のみなさまへ**



**発着荷主のみなさまへ**

## トラック運転者の長時間労働改善 特別相談センター

トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、労務管理上の改善、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善等を図るためのご相談を無料でお受けします。

ドライバーの時間外労働の上限規制、何から手を付けたらいいの？

荷主の立場でできる改善は？



ドライバーの運転時間に限度があったの？

荷待ち時間の削減を、どう進めればいいのか？

こんな困りごとなど、  
ご相談ください！

**トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター**

ご相談は専用 Web サイトの問合せフォームがフリーダイヤルから  
ご利用時間：9：00～17：00、休日：土日祝、12/29～1/3

**フリーダイヤル** 東日本 0120-763-420・西日本 0120-625-109

相談  
無料



厚生労働省 令和4年度 自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

お問合せ 委託者：株式会社労働調査会 東京都豊島区北大塚 2-4-5 調査会ビル TEL 03-3915-7221



**ご相談方法は……**



**ご相談方法①**

**ポータルサイト  
相談専用ページから**



役立つサポート情報も！

**ご相談方法②**

**フリーダイヤル**  
東日本 0120-763-420  
西日本 0120-625-109

通話料無料！

※ご利用時間：9～17時（12～13時は休憩）  
休日：土日祝、12/29～1/3

もっと詳しく相談したい！



**オンライン  
相談**

**オンラインによる  
ご相談**

詳しいご相談を職場からお気軽に！

**コンサルタントの  
訪問**

労務管理・物流改善の  
専門家がお伺いします！

トラック運転者の長時間労働の改善に向けた情報は下記専用ポータルサイトへ  
トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト



いま、考えてみませんか？  
**物流を変える  
トラック運転者**  
のこと。

**ポータルサイトでは、こんな情報を掲載しています**

「仕事を知ってみよう 簡単自己診断」  
問題点・解決策・メリットを確認できる荷主の皆さまとトラック運送事業者の皆さまに向けた自己診断ツール

「サツと解決 よろず相談」  
トラック運転者の労働時間改善に向けた FAQ 集

「情報いろいろ宝箱」  
トラック運転者の長時間労働を是正するための動画教材や、取組事例、改善ハンドブック、ガイドラインなど様々なツール集

「統計からみるトラック運転者の仕事」「動画・写真で見えるトラック運転者の仕事」「トラック運転者の生の声」  
さまざまな角度から、トラック運転者の仕事について、取りまとめた資料集

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト  
<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

トラックポータル 



2022.08

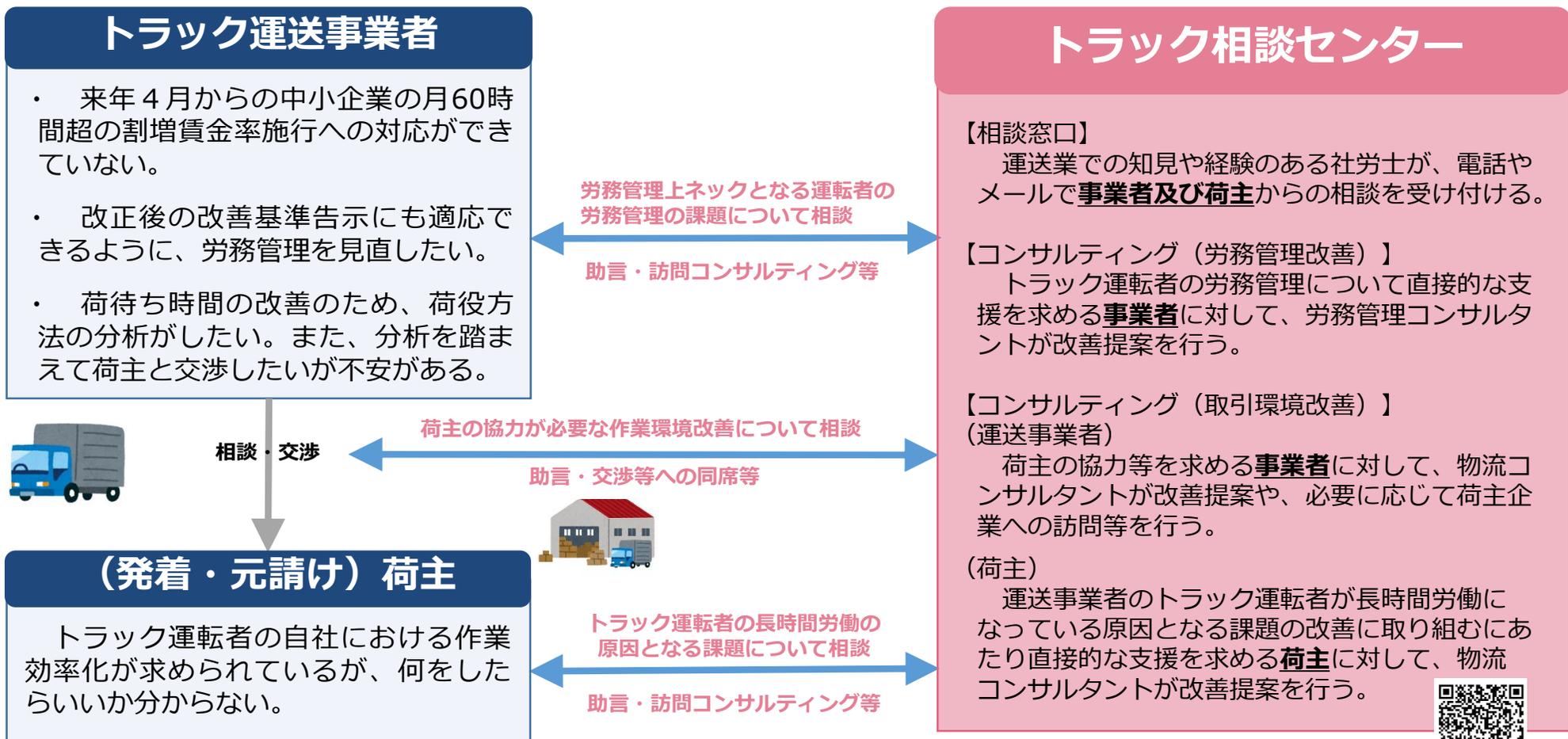
10

# (参考)トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

- トラック運転者の労働時間削減に向けた労務管理・取引環境改善のため、荷主や運送事業者からの相談に特化した相談窓口を設置。(令和4年8月～)
- 運送業での知見や経験のある社労士等が相談やコンサルティングを行う。

	令和5年2月末現在
相談件数	246件※

※相談件数のうち、19件訪問コンサルティング等実施。



※相談センターQRコード

